

第10次千葉県廃棄物処理計画（案）に対する 市町村等意見照会とパブリックコメントの結果

1 概要

- ・ 市町村・関係一部事務組合、一般社団法人産業資源循環協会から意見を聴くため、意見照会を行いました。
- ・ 県民等から意見を聴くため、意見募集（パブリックコメント）を行いました。
- ・ 計画案に修正が必要となるような意見はありませんでした（軽微な補記、修正は除く）。

2 結果

（1）市町村・関係一部事務組合（別紙1）

- ①意見照会団体 70（市町村：54、一部事務組合16）
- ②意見照会期間 令和3年1月15日（金）～2月5日（金）
- ③意見提出団体数 6（市町村：4、一部事務組合2）
- ④延べ意見数 13件（うち、計画目標や展開する施策等に関する意見が6件）

（2）千葉県産業資源循環協会（別紙2）

- ①意見募集期間 令和3年1月15日（金）～2月12日（金）
- ②意見数 4件

（3）パブリックコメント（別紙3）

- ①意見募集期間 令和3年1月15日（金）～2月12日（金）
- ②意見提出数 1名
- ③意見数 5件

市町村・関係一部事務組合からの意見と県の考え方

市町村・関係一部事務組合から提出のあった意見のうち、計画目標や展開する施策等に関する意見とそれに対する県の考え方は以下のとおりです。

取りまとめ上、主旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきました。

No	頁	御意見の内容	県の考え方
「3 県の廃棄物処理の現状」について			
1	22	(8)し尿処理 「公共下水道等の整備により、し尿処理施設で処理する汚泥の量は年々減少しています。」とありますが、人口の減少も影響していないのでしょうか。	県全体としては、人口は増加傾向であり、公共下水道人口も増加傾向であることから、し尿処理量の減少の要因は、公共下水道等の整備と考えております。
「4 県が取り組むべき課題」について			
2	40	(2)食品ロスの削減の推進 社会福祉関係団体などで、賞味期限切れ前の食品の回収をおこなっているところはあると思うが、賞味期限が過ぎても食べられる物もある、県としてそれらの回収・再利用について提案してもらえないか。	賞味期限が切れた食品については、まだ食べられるものもある一方で、風味や品質が損なわれるものもあることから、現時点で、県から団体等に回収・再利用を提案することは考えていません。 県としては、62 頁に消費期限と賞味期限の違いをコラムに入れたように、賞味期限に対する県民の正しい理解の促進に努めてまいります。
3	41	(3)プラスチック等資源の循環利用 容器包装リサイクル法に基づくもの以外のプラスチック製品の資源化について、具体的な方法などを示してほしい。	64 頁に記載のとおり、国では、家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル等の検討がされていることから、今後、国の動向に注視しながら、必要な検討等を行っていきます。
4	43	(9)ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進 ごみ処理の広域化については、自治体ごとに諸々の事情があるが、県としての区割りなどの考えを示して主導的に進めていくことは出来ないか。	78 頁に記載のとおり、次年度以降、市町村等との意見交換会などを予定しております。その中で各市町村の実情を踏まえて、区割りの設定等の検討を進めていきたいと考えております。

No	頁	御意見の内容	県の考え方
		「5.2 計画目標」について	
5	45	<p>「出口側の循環利用率」の目標値を30%以上とされていますが、大半の市町村では第四次循環型社会形成推進基本計画に基づく28%でも達成は困難と考えられます。</p> <p>第四次循環型社会形成推進基本計画に合わせて目標値を28%に見直すことについてご検討をお願いします。</p>	<p>現状では、高い目標ではありますが、121頁に記載のとおり、既に達成している自治体もあります。</p> <p>47頁に記載のとおり、国の目標値が平成30年度の実績の8ポイント増であること、第9次計画では30%以上を目標としていることを踏まえ、現状の目標を継続します。</p>
		「6 展開する施策」について	
6	58	<p>I-2 食品ロスの削減</p> <p>基本方針において、国の削減目標を踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこととされていますが、県において食品ロス量に関する目標を設定することは検討されましたか。また、設定しない場合には、施策の評価をどのようにしていくか、検討されましたか。</p>	<p>県内の食品ロス量については数値目標を設定せず、まずは、県全体として継続的に食品ロスの削減に取り組むための推進体制の構築を進めます。</p> <p>なお、59頁に記載のとおり、食品ロスの実態を把握する方法等について情報収集、調査・研究を行ってまいります。</p> <p>また、施策の評価については、来年度設置を予定している事業者や関係団体等と相互連携を図るための会議において実施してまいります。</p>

千葉県産業資源循環協会からの意見と県の考え方

一般社団法人千葉県産業資源循環協会から提出のあった意見に対する県の考え方は以下のとおりです。

取りまとめ上、主旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきました。

No	頁	御意見の内容	県の考え方
		「6 展開する施策」について	
1	70	<p>I-7 環境学習の推進</p> <p>現在、環境学習の授業は小学校を中心に行なっているが、3Rの推進には最初の分別が重要です。</p> <p>環境学習の機会を中学生・高校生まで拡大して実施していただきたい。</p>	<p>県では、子どもから大人まで幅広い世代においてそれぞれのライフステージに応じた環境学習を推進しています。</p> <p>なお、県では、令和2年度末を目途に、「千葉県環境学習等行動計画」策定をする予定であり、いただいた御意見については、施策の展開の参考とさせていただきます。</p>
2	80	<p>Ⅲ-4 県全体における適正処理体制の整備</p> <p>一般廃棄物の最終処分（焼却灰・飛灰）については、多くの市町村が再資源化を他県に依存している。関東地域に大規模な最終処分量が発生した場合、他県での処分が困難となる事態も想定されるので、県内でのリサイクルあるいは産業廃棄物最終処分場の有効活用についても検討しておく必要がある。</p>	<p>いただいた御意見については、施策の展開の参考とさせていただきます。</p>

No	頁	御意見の内容	県の考え方
		「6 展開する施策」について	
3	80	<p>Ⅲ-4 県全体における適正処理体制の整備</p> <p>産業廃棄物最終処分場は今後も整備が必要となる施設であるが、現状、計画段階から設置までに多くの時間を要する上、大量の災害廃棄物が発生した場合には残余容量が急激に減少する可能性がある。ついでには、環境の保全が図られた最終処分場の確保が円滑に図られるよう努めていただきたい。</p>	<p>いただいた御意見については、施策の展開の参考とさせていただきます。</p>
4	82	<p>Ⅳ-1 平時からの備えの強化</p> <p>広域にわたる災害廃棄物の大量発生時にその後の処理をスムーズに行うため、仮置場での管理とその後の搬出を機能的にできる共通の仕組みを県主導で策定されたい。</p> <p>各市町村においては、台風シーズン前等に、仮置き場への搬入方法や分別の方法など防災訓練等で住民に周知する等の取り組みを実施されたい。</p>	<p>いただいた御意見については、施策の展開の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、全ての市町村において、仮置場の予定地などを含めた災害廃棄物処理計画が策定されるよう支援を行っております。</p>

パブリックコメントにおける意見と県の考え方

県民から提出のあった意見に対する県の考え方は以下のとおりです。

No	頁	意見の内容	県の考え方
		「1. 1 計画策定の背景」及び「1. 2 策定方針」について	
1	1~2	<p>昨年末、菅政権が宣言した目標「2050年までに温暖化ガス排出実質ゼロ」に対して、県の取り組み方針が記載されていない。多少は方針の策定に時間を要するだろうが、計画には意気込みだけでも決意表明されたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、1.1 計画策定の背景に、地球温暖化対策の視点を追記しました。</p> <p>なお、本計画は、廃棄物の減量化や適正処理等の基本的な方向性を示すものですが、循環型社会を構築する上で地球温暖化対策は重要なことと考えています。</p> <p>そのため、本計画においても、地球温暖化対策の視点を踏まえ、43頁には、廃棄物エネルギーの活用推進を県が取り組むべき課題に位置づけ、77、80頁には地球温暖化対策に配慮した施設整備等の施策を盛り込んでおります。</p>
		「3 県の廃棄物処理の現状」について	
2	36	<p>(5)バイオマス活用の促進</p> <p>県はかつて溝腐れ病で傷んだ県の銘木「山武杉」の利活用を推進したが、その評価の記載がない。既に事業化されたのか。仮に中断されたのならば、原因を記載して欲しい。</p>	<p>非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンプスギのうち、建築用材として利用できない部分は、チップに加工して、木質バイオマス発電所の燃料や製紙用の原料等として活用しているところだ。</p> <p>なお、68頁に記載のとおり、本計画においても、バイオマス資源の活用の推進を図っていきます。</p>

		「4 県が取り組むべき課題」	
3	43	<p>(10)災害廃棄物処理体制の強化</p> <p>令和元年秋に県を襲った台風&豪雨時で、平成30年に策定した計画が活かされたのか。計画には県が実施した作業内容とその評価を記載されたい。</p>	<p>昨年度の災害時には、平成30年3月に策定した千葉県災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に努めてまいりました。</p> <p>現在、令和元年10月に策定した「千葉県廃棄物処理実行計画（11月改訂）」に基づき、災害廃棄物の処理を進めており、令和3年3月末までに完了する見込です。</p> <p>災害廃棄物処理の対応については、別途取りまとめを行い、今後の施策に活かしていきます。</p>
		「6 展開する施策について」	
4	75	<p>Ⅱ-7 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応</p> <p>事故発生から10年経過した。長期の仮置き保管を強いられている地元住民の不安解消に向け、県は主体的に施策立案すべきではないか。環境省担当官は異動で交代するし、国の早期対応は望めない。例えば、県有地を使った地下保管案や埋め立て案など、計画には県独自の施策案を検討する旨を織り込んで欲しい。</p>	<p>75頁に記載のとおり、放射性濃度が8000ベクレル/kg超の指定廃棄物については、国に処理責任があるため、安全・安心に処理されるように引き続き国に求めています。</p>
5	78	<p>Ⅲ-2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化</p> <p>広域化対象の自治体間調整は、県が主導して進めてもらいたい。建設用地の選定や収集業務には地元や民間業者の利害が絡むので、対象自治体や地元を調整する県の役割に期待したい。また、自治体に適切な建設用地が無ければ、県有地も候補にならないか。</p>	<p>78頁に記載のとおり、次年度以降、市町村等との意見交換会などを予定しております。</p> <p>ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の検討を進めていきたいと考えております。</p>